

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

ILO総会は、少なくとも毎年1回(6月)開催され、条約・勧告の審議・採択、事業・予算の決定、分担金の決定、条約の実施状況の審議、決議の審議、採択を行う。

第85回ILO総会は、97年6月3日から19日にかけてスイスのジュネーブにおいて開催された。我が国からは、ビジティング・ミニスターとして小林労働政務次官が出席し、総会において演説を行ったほか、アンセンヌ事務局長との会見を行った。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

(1) 理事会議長及び事務局長報告

各国の政労使代表は、事務局長報告「ILOの基準設定とグローバル化」を受けて意見表明を行った。この中で、途上国政府を中心とするグループは、貿易と労働基準のリンケージに強く反対する観点から慎重な立場をとり、中核的労働基準に関する宣言の次期総会での採択に前向きな先進国政府グループや労働者側グループとの立場の相違が鮮明となった。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

(2) 計画・予算の提案及びその他の財政問題

97年3月の第268回理事会原案どおり、1998-99年ILO計画・予算を対1996-97年当初予算比でマイナスの規模とすることが承認された。

98年の各国分担率については、1998-2000年の国連の分担率が決定されていないことから、97年の国連の分担率に準拠して決定された。なお、我が国の98年の分担率は、97年と同じ15.48%となった。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

(3) 条約及び勧告の適用に関する情報及び報告

一般討議では、ILOによる条約等の適用の促進のあり方、「労働行政条約(第150号条約)」及び「労働行政勧告(第158号勧告)」に勧告適用専門家委員会の総合調査等について審議が行われた。

個別審査では、27カ国の条約の適用状況について討議されたが、我が国に係る案件については討議されなかった。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

(4) 「有料職業紹介所に関する条約(96号)(1949年の改正条約)」の改正(1回討議)

民間職業事業所を利用する労働者の保護を図りつつ、民間職業事業所の活動を認めるために必要な枠組みを提供すること等を目的とし、そのために必要な国内政策を立案、実施すべきこと等を規定した「民間職業事業所に関する条約」及び「民間職業事業所に関する勧告」が採択された。なお、我が国は採択の際、条約については政府・労働者側・使用者側とも賛成したが、勧告については政府と労働者側が賛成し、使用者側は棄権した。

同条約では、1)民間職業事業所の定義、2)民間職業事業所の法的地位、3)均等待遇の確保、4)労働者の個人情報保護、5)労働者の苦情等の処理、6)公共職業安定機関と民間職業事業所の協力の促進、等について規定されている。

また、同勧告では、同条約に規定する事項に関連する細目的な事項等について規定されている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

(5) 中小企業における雇用創出の奨励のための一般条件(第1次討議)

中小企業における雇用創出を奨励するための措置について規定した国際文書の作成に向けた討議が行われ、その結果、文書の形式を勧告とすること及び、その勧告に盛り込むべき事項として、中小企業の定義、勧告の適用範囲、中小企業の発展に不可欠な経済環境の整備や中小企業特有の事情への対処に関連する雇用等に係る政府の政策、労使団体の役割等について言及した結論が採択された。この結論を受けて、次回の総会で勧告の策定に向けて第2次討議が行われる予定である。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

(6) 契約労働(第1次討議)

雇用契約と請負契約の中間的な就業(「契約労働」)に対する保護措置について規定した国際文書の作成に向けた討議が行われ、その結果、文書の形式を勧告に補足された条約とすること及び、それらの条約や勧告に盛り込むべき事項として、契約労働の定義、文書の適用範囲、契約労働者に係る安全衛生その他の保護措置等について言及した結論を受けて、次回の総会で条約・勧告の採択に向けた第2次討議が行われる予定である。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第85回ILO総会

(7) ILO憲章の改正

時代にそぐわなくなっているILO条約を総会での出席代表の3分の2以上の賛成によって廃止できるようにするための手続きに係るILO憲章の改正について審議が行われ、採択された。

なお、本憲章改正については、10大主要産業国のうち5カ国を含む加盟国の3分の2の批准又は承認により効力を生ずることとなる。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第36回OECD閣僚理事会

97年5月26、27日の2日間、フランスのパリにおいて第36回OECD閣僚理事会が開催され、我が国からは池田外務大臣、佐藤通産大臣、麻生経済企画庁長官が出席した。今般の閣僚理事会はジョンストン事務総長の下で初めて開催され、成長と社会問題、OECDの将来等につき幅広い議論が行われ、また、贈賄の刑罰化問題に関する決着が図られる等の成果があった。その概要は以下のとおりである。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第36回OECD閣僚理事会

(1) グローバル化する世界における持続的成長と社会的一体性(議題1)

マクロ経済及び構造改革について議論され、我が方、米、欧州各国の経済についての比較的明るい見通しが出されるとともに、失業問題対策、財政再建に向けた取組みが引き続き必要である旨確認され、また、適切なマクロ経済政策と並んで雇用政策及び構造改革を進めることが不可欠との認識が共有された。

また、我が国が積極的に推進する規制制度改革に関する原則を採択し、レビューを行っていくことが合意されるとともに、高齢化問題に関し、橋本総理の提案による「世界福祉構想」に基づくOECDにおける作業が重要である点が確認された。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第36回OECD閣僚理事会

(2) 貿易及び投資の自由化(議題2)

多角的体制へのコミットメントが確認され、貿易自由化努力の継続、紛争解決メカニズムの尊重、地域統合のWTOルールとの整合性確保につき一致した。今回の閣僚理事会における合意が予定されていた多数国間投資協定交渉(MAI)については、来年の閣僚理事会までの交渉延長が決定され、また、外国公務員に対する贈賄についての国際的な規律強化の問題については、97年末の署名を目指して条約策定を行うことが合意された。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第36回OECD閣僚理事会

(3) OECD非加盟国との活動の戦略的重要性と新規加盟問題(議題3)

OECD非加盟国との関係について、いわゆるアウトリーチ活動の合理化が、開発については、「新開発戦略」の具体的実施の重要性がそれぞれ確認され、また、新規加盟問題については、OECD加盟国として要求される基準・要件の充足を厳格に判断すべしとの我が方立場に共感が得られた。ロシアについては、OECDと同国との間にリエゾン委員会の設立が合意された。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第36回OECD閣僚理事会

(4) OECDの改革(議題4)

OECD改革の重要性が確認され、努力を継続すべきことが合意された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

2 OECD労働大臣会合

97年10月14、15日の2日間、OECD雇用・労働・社会問題委員会において、雇用問題についてのOECDの一連の活動を踏まえ、各加盟国における諸々の取組みの成果を総括するとともに、今後の問題解決に向けた雇用政策のあり方について加盟各国間で議論を深めることを目的として、労働大臣会合が開催された(詳細については 第2部第2章第1節4参照)。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第3節 主要先進諸国

1 デンバー・サミット

97年6月20日から22日、アメリカのコロラド州・デンバーで開催されたサミットでは、マクロ経済、雇用問題、高齢化問題、貿易問題、国際金融問題、開発援助問題等を主要議題として議論が行われ、従来のG7による経済声明及び今年から初めて正式メンバーに加わったロシアを含む8カ国宣言(コミュニケ)を採択した。

各国の経済状況と優先事項

アメリカ	長期的な回復が見られ、雇用創出面での効果があがっている中、引き続きインフレの再燃を警戒し、連邦予算を均衡させるとの合意を完全に実行し、貯蓄を促進することが重要。
カナダ	インフレを極めて低い水準に抑制するとともに、財政赤字の削減に目覚ましい成功を収め、最近成長の加速が見られた。この成長の加速は、一層の雇用創出につながるであろう。
日本	内需主導型の力強い成長の達成及び対外黒字の大幅な増加を回避する目標あり。 より広範な規制緩和のイニシアティブと適切な財政構造改革を含む一層の構造改革は、中期的に見て、経済を更に活性化する上で重要。
フランス	力強い雇用の拡大を回復するという困難な課題を共有。健全な長期的
ドイツ	財政状態の回復に向けて努力しながら、税制及び社会保障制度の改革を
イタリア	含め、雇用創出に対する障壁を低減し、政府の活動の効率性を高め、必要な場合には、経済活動における政府の役割を再編成するための構造改革を更に進める必要。
イギリス	特に教育及び福祉改革を通じ自国経済の長期的成長の潜在能力を強化する一方で、引き続き、インフレ圧力を抑制し財政赤字を削減する必要。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第3節 主要先進諸国

1 デンバー・サミット

(1) 7カ国声明-グローバルな経済及び金融上の課題に直面して-

7カ国による経済声明は、「グローバル化」の利益をすべての人々に完全に実現しつつ、その挑戦に応えることが加盟国共通の目標であるとの見地から採択された。現下の経済状況について、リヨン・サミット以降の経済の多くの指標が良好であり、インフレは依然として低い水準にあり、経済成長は、堅調かつ持続可能なペースで続いているか、上向いているが、いくつかの国々で失業率が高いなど、自国の経済において依然としてなすべきことがあるとしている。雇用問題については、高い失業率は、経済成長、財政及び社会の一体性に深刻な影響を及ぼすものであり、雇用の伸びの回復が満足すべき水準にない国においては、構造改革を通じて労働市場と財市場の効率性を高める努力が必要であるとしている。

また、各国の経済状況と優先事項は異なっているとし、これらについて、次のようにまとめている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第3節 主要先進諸国

1 デンバー・サミット

(2) 8カ国宣言(コミュニケ)

8カ国宣言(コミュニケ)においては、雇用や高齢化問題に焦点を当てた「経済及び社会問題」において、失業問題への対応として、質の高い教育・訓練の推進や労働市場を通じた適切な労働力配分の推進など、雇用確保のための構造改革の必要性を強調するとともに、参加各国で人口の高齢化がますます進展する中で、「活力ある高齢化(active aging)」を基本概念として、高齢者は扶養されるべきという古い固定観念から、老年期に入っても、仕事など社会的にいきいきとした活動を続けたいという高齢者の希望や能力を活かす社会へとといった発想の転換を進めるよう議論がなされ、高齢者の雇用機会拡大や年金、医療改革など高齢化問題に対する政策及び制度について相互に学び合うことが重要であるとの意見が一致した。また、97年の秋に我が国で開催される雇用に関する国際会議(神戸雇用会議)に対し期待する旨が盛り込まれた。

デンバー・サミット8カ国宣言(「経済及び社会問題」における雇用関連部分の抜粋)

1 我々は、失業及び経済不安に対処していくために、成長の可能性を利用しなければならない。我々すべてが直面する多くの国内的及び国際的課題に対処するには、市場を適正に機能させるために必要とされる健全な経済政策及び構造改革が不可欠である。高い質の教育や訓練の機会を拡大し、経済情勢への労働市場の感応度を高める措置は、あらゆる種類の構造変化に国民が適応できるための助けになる。

2 我々は、今秋日本で開かれる、構造変化への対応に関する論議に役立つであろう雇用に関するハイレベル会議に期待している。

我々はまた、来年の会合において、成長、雇用可能性及び一体性という重要な問題について更に議論するための準備として、これらの問題に関する財政及び社会問題を担当する大臣の会合を来年早々に主催するとの英国の提案を歓迎する。

3 我々は、「活力ある高齢化」という概念、すなわち、多くの高齢者がかなりの高齢まで労働及びその他の社会的に生産的な活動を続ける意志及び能力を有することについて議論し、高齢者が被扶養者であるという古い固定観念を捨て去るべきことで一致した。我々は、我々の国々が、高齢者の個人的選択及び状況に十分配慮しつつ、高齢者の「活力ある高齢化」を推進する方法について討議した。この方法には、就労を妨げる要因の除去及び一部の国に存在する柔軟なパートタイム就労に対する障壁の低減が含まれる。更に、我々は、勤労生活から退職への移行、生涯学習、並びにボランティア活動の奨励及び家族介護への支援のための方途についても討議した。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第3節 主要先進諸国

2 神戸雇用会議

97年11月28、29日の2日間、我が国兵庫県神戸市において、雇用問題の構造的側面に重点を置いた意見交換、情報交換を行うことを目的に、神戸雇用会議が開催された。我が国の伊吹労働大臣、堀内通産大臣が議長を務め、主要8カ国等の雇用担当大臣、産業担当大臣を含むハイレベルが参加した(詳細は 第2部 第1章第2節参照)。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第3節 主要先進諸国

3 成長と雇用に関する8カ国会合

98年2月21、22日の2日間、イギリスのロンドンにおいて、主要8カ国等による成長と雇用に関する8カ国会合が開催された。同会合は神戸雇用会議と並んで98年5月のバーミンガム・サミットへの貢献が期待されるものであり、我が国からは松永大蔵大臣、柳本労働政務次官等が参加した(詳細は 第2部第1章第3節参照)。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第3節 主要先進諸国

4 バーミンガム・サミット

98年5月15から17日、イギリスのバーミンガムで開催されたサミットでは、1)世界経済における持続可能な成長の促進、2)成長、雇用可能性及び社会的一体性、3)薬物及び国際犯罪との闘い、等を主要議題として議論が行われ、8カ国宣言(コミュニケ)等が採択された(詳細は 第2部第1章第4節参照)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

1 第2回人材養成大臣会合

97年9月25日、26日の2日間、韓国のソウルにおいて第2回APEC人材養成大臣会合が開催された。96年1月の第1回APEC人材養成大臣会合に続き2回目となる本会合は、アジア太平洋地域における人材養成の現在の活動状況をレビューし、同地域における人材養成の将来の方向と戦略を設定することを目的として開催され、「新たな環境及び課題の下での人材養成戦略」というメインテーマの下、1)学習と労働のリンケージの促進、2)協力と参加を通じた技能開発向上、3)人材養成における労働者と経営者の参加促進という3つのサブテーマを設定し、幅広い人材養成問題について議論を行った。

第2回人材養成大臣会合・閣僚共同声明(ポイント)

1) 学習と労働の連携の促進

我々は人材養成ワーキング・グループ(以下「HRD・WG」という。)がそのネットワークを通じて、関係するすべての当事者による協力体制を確保し、学校から職場そして生涯学習への流れの中で技能・知識習得向上のための道筋を多様性に富んだものとする等の努力を強化すべきであるとの合意に達した。

我々は、これらの問題を検討するために、優良事例のワークショップを実施するようHRD・WGに対して指示する。

2) 協力と参加を通じての技能開発向上

我々は、多くのメンバーエコノミーが21世紀に向けて既存の訓練制度の再評価を行う必要があることで意見が一致した。この観点から、我々は、教育の中心(Hubs)の設立の提案に留意する。

我々は、HRD・WGに、学卒者、成人の両方に対する効果的な訓練方法を開発し、技能開発における情報及び経験を収集・共有し、インストラクター、教師、管理者の再訓練の方法の開発等を行う。

特に、メンバーエコノミーのカリキュラム開発能力の強化及び生涯学習システムについての共同研究の実施をHRD・WGに指示する。

APECエコノミー内の能力開発機関間のより緊密な連携を構築することを歓迎、支持する。その際、他の国際機関の関連する活動を考慮すべきである。

3) 人材養成における労働者と経営者の参加

我々は、HRD・WGに対し、他の場(ILOを含む)で行われている活動との重複を避け、既存のネットワークにおいて、域内の労働者、経営者及び政府の代表が訓練、技能開発、職場におけるテクノロジーの活用、他の職場に関係する問題の好事例について意見交換するプロジェクトを展開することを指示した。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

2 第9回APEC閣僚会議・第4回非公式首脳会議

APEC(アジア太平洋経済協力)閣僚会合は、アジア太平洋地域の持続的な経済発展と開かれた多国間経済協力の実現のため、毎年加盟国閣僚が一堂に会し、貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力の推進等について議論を行うものである。

97年11月21、22日の2日間カナダのヴァンクーヴァーにおいて、第9回APEC閣僚会合が開催され、貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力、共同体精神の深化等を内容とした「APEC第9回閣僚会合・閣僚共同声明」が採択された。

また、同24、25日には第5回非公式首脳会合が開催され、「APEC経済首脳宣言:APEC共同体の連携強化」が採択され、また付属文書として、「インフラ整備官民協力増進のためのヴァンクーヴァー・フレームワーク」が発出された。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

2 第9回APEC閣僚会議・第4回非公式首脳会議

(1) 閣僚会合の概要

ア 個別行動計画

97年が実施元年となる個別行動計画が、貿易・投資の自由化・円滑化の推進において主たる役割を果たすことが確認された。また、個別行動計画を着実に実施し、継続的に改善していくための、二国間、複数国間の協議の充実について議論された。

イ 貿易・投資の円滑化

共同行動計画の成果が歓迎、支持され、特に、税関手続きの簡素化と調和が重要であることが強調された。

ウ 早期自主的分野別自由化

非公式閣僚会合においてメンバーの最大限の支持を集めたとされた15分野のうち、早急に自由化作業を開始する分野として9分野が特定されたが、これらの自由化は、あくまで自主性の原則の下に行われることが確認された。

エ WTOへの貢献

多角的貿易体制への支持が確認され、特に、97年12月に交渉期限を迎える金融サービス交渉の成功裡の妥結、WTO新規加盟申請国・地域の速やかな加盟等が議論された。

オ 貿易自由化のインパクト

今後APECにおいて自由化を継続的に進めていくために、自由化のメリットについて事例研究を行い、これを広く発表していこうとの提案がなされ支持された。

カ その他

経済技術協力については、優先6分野についての活動の進捗が歓迎されたが、特にインフラ整備と環境分野における本年の成果が留意され、京都における「地球温暖化防止京都会議」(97年12月)の成功に向けてのメッセージが宣言に盛り込まれた。

昨今のアジアの経済不安定化の問題については、アジア経済のファンダメンタルズは健全であり、依然として高い潜在的成長力があるとの認識で一致した。通貨・金融問題では、97年11月18日、19日にマニラで行われた蔵相・中央銀行総裁代理会合の成果について言及された。また、APECビジネス諮問委員会より、インフラ投資の重要性、金融問題等についての提言があった。

さらに、APEC新規参加基準が合意され、新規参加メンバーの数及びその時期については首脳間の議論に委ねることとなった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

2 第9回APEC閣僚会議・第4回非公式首脳会議

(2) 非公式首脳会合の概要

ア アジア通貨・金融問題

最近のアジア諸国の通貨・株式市場における変動に対し、APEC地域の経済は長期的な成長のための基礎的条件は極めて力強いことが確認されるとともに、特に健全なマクロ経済政策と構造政策をはじめとする賢明かつ透明な政策を行うことが、金融市場の安定を回復し潜在的成長を顕在化させる鍵であることで一致した。

アジア通貨安定化のための具体的構想については「新フレームワーク」への強い支持が表明され、APECがこうしたイニシアティブについての対話と協力を促進するために中心的な役割を果たすとの認識で一致した。これに関連し、APEC蔵相に対しこれらイニシアティブの進展状況を98年早々報告させるとともに、次回蔵相会合での具体的成果への期待が表明された。

一方、地域のさらなる成長を促進するには、開かれた市場メカニズムを追求することこそ有用であるとの認識で一致し、現下の経済情勢によって自由化のモメンタムが失われないよう呼びかけられた。これに関連し、現在行われているWTO金融サービス交渉の期限内の成功裡の交渉妥結へのメッセージが出された。

イ 環境

気候変動問題への世界的規模の対応を加速すること、そのため国際社会による協調的努力が必要であることが確認された。

ウ 新規参加問題

閣僚会議において採択された参加基準を踏まえ、1年間前倒しとなる98年のヴェトナム、ペルー、ロシアの参加が決定されるとともに、この3カ国以外の新規参加の取扱いについては10年間の凍結が決定された。

エ その他

APECにおける協力の重要な柱である貿易・投資の自由化・円滑化については、96年のスービック首脳宣

言に基づき、早急に自由化作業を開始する分野として閣僚会合で特定された9分野について、首脳会合もこれを支持し、作業を継続するよう指示した。また、もう一つの柱である経済・技術協力については、本年の重点分野であったインフラ及び環境に続き、来年は人材養成及び未来技術に焦点を当てることとされた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare